

戸籍法の歴史的位罜

序

本稿の目的は、明治前期地方制度史研究の一環として、近代行政区画の嚆矢をなす戸籍法がいかにして形成されたかを明らかにすることにある。本稿において「戸籍法」とは、一八七一年五月二二日（明治四年四月四日）に府藩県に対して公布され、翌年から施行された統一戸籍法（施行年の干支から「壬申戸籍」と称される）を指す。維新政府は、この戸籍法を契機として全国に対して統一的な行政を開始するのである。

戸籍法が「封建的家制度」の法的粉飾であるという旧来の議論は批判し尽くされた感がある。その過程では維新政権の革新性が強調され、社会の「平等化」を目指す

荒 木 田 岳

「開明官僚」が戸籍法を通じて社会編成原理を転換させていく、という見通しが示された（後述）。こうした見通しとも相まって、従来の制度史研究は戸籍法を「起点」として描かれることが通例であった。ここでは、集権的統一国家が「地方」に対して「行政」を展開するものとされ、「地方」はパッシブに一面化されたイメージで描かれてきた。筆者は、統一国家による「行政」が戸籍法によって開始される、という見通しには賛成であるが、その「行政」は既定のものではなく、統治の必要上生み出されたものと考ええる。そこで本稿では、戸籍法を出発点にするのではなく、むしろ戸籍法に至る過程を検討の対象とすることによって、達成すべき課題に対して、地域の具体的な条件を通じて、政府によっていかなる対

応が選択されていくかを検討していきたい。

周知のように、大政奉還によって幕藩体制が放擲された後、旧幕府直轄領は、維新政権の直轄府県になり、ここでは、諸藩に先駆けて諸制度の改革が進行する⁽²⁾。本稿ではとくに「天皇の政府」の「首都」として全国のモデルとなった京都における戸籍仕法と、それを参照し発展させた東京(江戸)の例を中心にとりあげたい。

上記の作業を通じて、「行政」が政府の机上のプランとして出現したわけでも、観念としての国民統合から出現したわけでもなく、具体的な課題によって必要とされたものであったことを検証しうるであろう。

第一章 「戸籍法」に先行する人民把握の方策

戸籍法の施行後一年足らずの間に、第一回目の全国戸籍調査が実施され、その結果、全国の人口は三三一一人余とカウントされた⁽³⁾。廃藩置県直後の権力が、短期間に、これだけの調査を実施しえたのはなぜか。その理由は、幕藩体制期に、それを可能とするような調査がすでに実施されていたからにほかならない。

一八七一年一月十五日(明治四年一〇月三日)、大

蔵省は「先般戸籍法改正ニ付従前ノ宗門人別帳相廃候条自今不及差出事」と通達している。ここに示された「宗門人別帳」が戸籍の先行形態というべきものであった。

「宗門人別改」は、目的も手続も異なる「宗門改」と「人別改」という二つの体系を縫合したものである⁽⁴⁾。

まず、「宗門改」は、寺檀制度なる仏教寺院を通じた檀家支配を表現したものであり、その目的は「切支丹」ないし「異宗」の取締であった。宗門改は、一六三三年(寛永四年)の「寛永鎖国令」、一六三七年の島原の乱、一六六四年(寛文四年)の各藩への社社奉行の設置、という流れの中で、「寛文二年六月」に通達された「寛」によって開始される⁽⁵⁾。これが、一六六五年(寛文五年)ないし一六七一年以降、全国化したとされる。「正徳元年八月」(一七一一年)には、「家中領内毎年無断絶」く調査を実施するように通達されている⁽⁶⁾。おおよそ、宗門改は、毎年正月ないし三月という農閑期に、寺院・庄屋の役宅等にて改め、宗派寺院住職が証明するという手続によって実施され、村ごとに一冊にして処理された⁽⁸⁾。なお、「寛文十一亥年六月十九日」(一六七一年)には「家中之輩中間小者ニ至迄」と記されているように、制

度上、武士に対しても宗門改は実施されていた。⁽⁹⁾ 寺請制を避けて、神社によって「氏子改」を実施した地域もあったが、ここでは詳述しない。

他方、「人別改」は、当該人民がいずれの領民であるかを確定するために幕府が領主に作成させたものであり、豊臣時代・幕藩制初期の「家数人数改」の系譜をくむものであった。それは、夫役を担う労働力を徵発する台帳として編製されていた。⁽¹⁰⁾ 幕藩体制下の「人別改」は、「享保六年六月（一七二一年）付で、幕府が諸国にあてた「触書」によって開始され、一七二六年（享保一年）には、それがより具体的に制度化されて、以降、「七年目ごと」に数え上げられるようになった。⁽¹²⁾

総じて、人別改は、①武士・武家方奉公人を除いた「人数」を、②郡単位で、③六ヶ年おきに調査したことがわかる。⁽¹³⁾ その結果、一七二一年から一八四六年まで、六ヶ年ごと（くわうまゝの年）の全国「人数」が、のべ二五回にわたって把握されている。⁽¹⁴⁾

以上に宗門改と人別改における目的・手続の相違をみてきたが、多くの地域で両制度・帳簿が混同され「宗門人別改」、「宗門人別帳」となっていた。⁽¹⁵⁾ こうした例をふ

まえて、「毎年提出の宗門改帳は律令時代の計帳に相当し、六年目提出の宗門人別帳が、戸籍に当るとも考えられる。」との意見もある。⁽¹⁶⁾ 信仰調査の必要は減少し、宗門改の地位は相対的に低下していく。おおよその傾向として、六年ごと（子午年）の「総改」（人別改）を台帳として、毎年宗門改を実施する形で「宗門人別改」が行われたのではなかったか。

幕藩体制中期以降、都市商業の発展と農村荒廃を背景として広範な人口移動がみられた。とりわけその傾向の著しい江戸が「諸国の掃溜」と称されていたことも周知のとおりである。そこで発生する都市問題が、「改」を強化することになった。本籍地の設定は、「人返し」の上でも、治安対策の上でも重視されたのである。⁽¹⁷⁾

しかし、最近の研究によれば、「天保人返令」による都市人口抑制政策も、「正確な調査」よりも「登録人口を減らす」ことを重視した結果、人別登録のハードルを引き上げ、人別帳がかえって社会の実態を反映せず、それ以前よりも乖離が拡大したとされる。そして、そのことは、「家主の統括する『店』」に依拠して住民を把握するという近世的人別把握システムが、一九世紀以降の江

戸町方の社会的実態を十分に把握しきれなくなっているという矛盾」と評されている¹⁸⁾。

本籍地を設定して人返しを企図することは、一見、もっともな方法である。しかし、現住地のほかに本籍地を設けるのは、はじめから「当為としての住所」と「現実の住所」を前提とすることであり、帳簿と実態の乖離は、必然的に発生させられたものであるといえる。では、なぜ本籍地というのが設定されたのか。

当時は人民の移住が禁止されながら、実際には多数の移動が行われていたため、「本籍地主義」編製で「出稼」扱いにし、現状を追認することが、権力の「面目」にとっても、移動する人民にとっても利点を持っていたのではなかったか。実際のところ、村請制によって役負担が村ごとに行われたため「領主の側としては結果として必要量の賦課物の収取ができればよいのであって、個々の農民の去留にいちいち関心を示す必要はなくなる¹⁹⁾」。流入側の「町」でも、また事情は同様だったであろう。

この意味で、帳簿と実態の乖離は、権力と地域住民の「共犯」によって引き起こされている。また、宗門人別改は、諸役を負担する単位としての「家」を基礎に実施

されていた。このことが、「乖離」を助長していた。

幕藩体制による身分制支配は「家」を単位としており、人別改もまた「家」ごとに実施された。ただし、そこでいう「家」は、現在イメージするような家ではない。さきにふれたように、都市の例ではこれを「店^た」といったが、家主の「所有」する土地に居住する者は、家主の家族だけでなく、召使、同居人、加えて「店子」およびその家族、さらにその召使、同居人まで含め、全員が「家」の構成員であった。そして、この「家」内部の秩序に介入しない限り、正確な住民把握は不可能に近かった²⁰⁾。

おおよそ、以上に幕藩体制期の宗門人別改をめぐる問題を論じてきた。これを概略すると、①人別改では武士が除外されていたこと、②幕藩体制後半期には都市への人口移動が多発したこと、③にもかかわらず、宗門人別改ではその実態を捕捉できなかったこと、である。もう一点、地域によって取調基準が区々であったことを補足しておきたい²¹⁾。こうした宗門人別改の体制は、幕藩体制末期に、いかなる問題に逢着したのであろうか。章を改め、京都、江戸(東京)の例を中心にみていこう。

第二章 幕末維新期の動乱と治安維持の課題

幕藩体制の弛緩はそれに代わる社会の模索をともなつて進行した。各藩の思惑、藩を超えた思惑が錯綜し、それが「公武合体」なり「尊攘倒幕」として現象したことは周知のとおりである。また、藩内の動きも一致していったわけではない。幕末当時、京都には各地から政界進出のための志士が集合していたが、そこで発生したのが薩摩藩内の対立を背景とした寺田屋騒動（一八六二年）であった。この事件に対し、京都所司代はなすすべなく、京都における幕府の治安・統治能力の失墜を暴露した。京都朝廷は幕府に対して前代未聞の幕政改革を強要し、幕府は京都所司代・町奉行などの治安責任者を罷免、京都所司代の上位機関として京都守護職を設置した。最終的に幕府は会津藩主松平容保を京都守護職に、長岡藩主牧野忠恭を京都所司代に任命し、京都支配の体制が決定した。これに至る半年間は「幕府の威信をかけた新京都体制創出の試行錯誤の時期であった」と評される⁽²²⁾。

最近活字化された「若山要助日記」によれば、幕府が「威信をかけた：試行錯誤」を行っている時期に、市中

では「天誅」と称して暗殺が多発していた。一八六三年九月一五日（文久三年八月三日）の日記には、「今朝東洞院七条下ル遊行西門石橋前ニ生首壹ツ、側ニ高札有之：（以下略）」と記され、一八六三年九月二四日（文久三年八月一二日）には「今朝東洞院御土居際ニ、首討放し候死骸有之、右首は七条川原橋之下ニ風呂敷ニ包ミ：」と記されている。その翌日には「鉄砲ニ而焼打」があり、「札場ニ首ニツ掛有之由」とされている⁽²³⁾。これは庶民同士の暗殺事件であったが、周知のように、この時期、政治的テロも続き、これに対し浪士から新選された「新撰組」が治安維持を担当する。一時的な平穏の後も、一八六四年（元治元年）には「蛤御門の戦い」（禁門の変）が発生し、京都の町は大混乱に陥っている。戦闘の一月足らず前から予兆が見られ、住民は眠れぬ夜を過ごす。ついに迎えた一八六四年八月一九日、「刻限ハ辰ノ刻、河原町三条長州屋敷ニ火の手上り候ニ付、上辺之町人男女雑具つゞら持運ひ、上を下へとかへし大混雑ニ相成、其中ニ大筒鉄炮の打合有之、鎧武者の死人夥しく有之、京中の貴賤老若男女かまひすく泣き叫ひ、東西南北ニ迷ひ廻り、誠ニ目もあてられぬ：」という事態を招く。

戦闘に伴う火災は翌日も続き、庶民はその後の物資不足にも悩まされた。⁽²⁴⁾ 旧来の秩序は徹底的に崩壊していた。

その後、「蛤御門の戦い」への報復たる「長州征討」と通商条約勅許問題が重なり、將軍家茂の死去、「大名衆議」失敗、佐幕的であった孝明天皇の死去という一連の過程で幕府は追いつめられ、ついに大政奉還を迎える。一八六八年一月三日(慶応三年十二月九日)、幕府の機関廃止により京都守護職以下の支配機構は廃止された。

さて、大政奉還を経て迎えた「慶応四年」も正月から市中に不穏な空気が漂っていた。若山要助日記には「三日」付で「今夕暮之頃、鳥羽街道アカイケ砥辺ニ而、徳川方麾下官軍と始而発炮相開ケ」、「大合戦」になり、「伏見過半放火、下鳥羽・横大路辺も所々放火ニ及び、大砲小筒之音すさましく」と「鳥羽・伏見の戦い」の戦闘開始が描かれている。⁽²⁵⁾

御取締役所は「洛中」に対して「即今不容易形勢」であるから、「昼夜嚴重ニ自身廻り等いたし」、「怪敷儀」は「早々可申出」であると通達し、御所参与御役所は、「当節朝てきのもの」が「所々はいくわい」しているの
で「ふしん之義」は届け出るようにと達している。この

ような状況に照らして、「非常用心之ため市中町々木戸旧ニ復」すことが通達される。⁽²⁶⁾ さらに、事態打開のために一月二十三日、「近来於所々致暗殺候内ニ者：陰悪陰謀等」に憤っての「所業」もあるようだが、「不埒之者共」は「刑典」に照らして嚴重に処罰するから「私ニ致殺害」さないように、との法令が出され(法令第五十号)、同害報復や自力救済の禁止が試みられる。しかしながら、状況は改善されず、一八六八年四月一七日(慶応四年三月二五日)には、「於町々潜伏紛駁体之者」や「盜賊并乱暴相働候者」、さらには「喧嘩口論」「人氣動揺為致候様之義」があれば届け出るよう通達されている。⁽²⁷⁾ 「慶応四年五月」になっても「市在におゐて乱妨人并逢賊難、其外変死重キ怪我等事替り候義有之」という状況であった。⁽²⁸⁾ 庶民にまで危害が及んでおり、治安維持が市中の最重要課題だったのである。

第三章 住民組織再編・戸籍編製による対応

上述のような事態に対し、維新政府はいかなる対応をしたのであろうか。「対応」には二つの流れがある。太

政官からの「慶応四年六月一〇日」付布告でみると、一方で、親子・主従の連帯による治安維持が強調され、他方で、武士たりとも治安を乱す者は厳罰に処すとされている。つまり、隣保共同による取締と権力的鎮圧である。

前者について、「慶応四年正月」の段階から住居人調査が実施される。それが同「三月八日」にはより明確になる。「例年」実施してきた「宗旨人別」とは別である、と断った上で住民調査の実施を通過している。⁽²⁹⁾

さらなる混迷の深まりとともに、一八六八年八月二七日（慶応四年七月一〇日）、住民組織の抜本的な再編が企図される。それが、地域末端の住民組織である「五人組」仕法の改正から開始されたことは、権力的契機のみによって治安が維持できなかったことを示している。

五人組再編は「相崩れ」ていた住民組織としての町組を再編することと不可分の関係を有していた。⁽³⁰⁾一八六八年一月二二日（明治元年一月一五日）の布令に町組改正を行う理由として窮民救助・治安維持・比隣互助が表明されている。隣保共同による「自発的」な安寧秩序の維持が構想されているのである。⁽³¹⁾町組改正は、町組織の均一化によって入用負担を均等化しようとしたが、

その結果、「新古大小之差別」の撤廃が課題となった。このことが、後に「空間」支配の上で重要な意味をもつのであるが、この点については後述する。

さて、以上にみた一連の住民組織再編の過程と並行して、戸籍による住民管理が進行していた事実は見逃せない。というのは、さきに述べたように、取締の対象は「朝てきのもの」、「紛敷体之者」、「賊徒狼藉」であって、京都府の住民からすれば「他者」に該当する人々だったからである。住民組織の再編が住民内部における「防衛」的性格をもつとすれば、戸籍は当該住民と「他者」を峻別する機能を果たした。そのことは、戸籍仕法と同時に管内に到達された説明において「此御記録に書載せられ候得者流浪胡乱之ものにあらず、正しき都下之人民たる事明らか」と述べられていることからわかる。⁽³²⁾

京都府戸籍仕法は、まず「明治元年一〇月」付で、市中の町民を対象とした市中戸籍と、郡中の「百姓」を対象とした郡中戸籍によって開始された。市中戸籍仕法、郡中戸籍仕法の双方に「他所人來住奉公人雇人仕法」が付属しており、そこでは、出身地の人別を外れ、かつ未だ京都の人別に加わっていない脱籍者であっても、「身

上無紛もの」であって「請人等」があれば「当地之伍組江組入、人別ニ相加へ戸籍江書載」とされていた。単なる「人返し」ではなく、人口移動を追認しつつ、脱籍浮浪の者をなくしていこうという志向がみられる。⁽³³⁾以上の戸籍仕法には、「明治元年一月」付で「士籍法」「卒籍法」「社寺籍法」が加えられた。⁽³⁴⁾

ここで、従来特権的地位にあった寺社やとりわけ武士に対して調査の網がかかったことに留意したい。人別改帳においては武士および武家奉公者の数値が除外されていた。⁽³⁵⁾ところが、幕末になって「意識的」、「積極的な浪人」が「藩の領域を踏み破って」「横議横行」するようになる。明治維新はそれによって達成されたのであるが、倒幕の翌年にはすでにその者たちは「中央政府の近代的改革に対する敵対者」とされ、秩序を紊乱する者として取締の対象となっていた。⁽³⁶⁾こうした変化をふまえ、京都府戸籍仕法が士族(旧武士)を調査対象として戸籍編製に加えたことは重大な転換である。⁽³⁷⁾

士籍法

大政維新四方 皇威ヲ仰クノ時天下無籍ノ人不可有之脱藩

浮浪ノ輩被復旧籍ノ段先達テ御沙汰ノ旨モ有之殊ニ当府配下ノ儀ハ 鳳闕ノ下萬民輻輳ノ地別而人籍明瞭ニ無之テハ不相済候付向後士籍左之趣ヲ以可編製(以下略)

ここには、明確に「脱藩浮浪ノ輩」に対する方策であることが宣言されている。そして、士籍法・卒籍法が制定されたことは、族籍としての士・卒が戸籍に編製されるというだけでなく、武家地に戸籍調査の「網」がかかっていくことを意味した(後述)。

以上に見たように、京都の維新政府は、「五人組改正」「町組改正」「戸籍編製」という「三点セット」で治安維持の課題に対応しようとした。治安維持が住民の要求でもあったことはいうまでもない。

この町組改正に関する法令は、一八六八年九月二〇日(慶応四年八月五日)には「仕法書」として、京都府職制「規則書」とともに、府藩県の統一法規制定までの指針として、全国に向けて紹介されている。この規則・仕法に対する全国からの開申を勘案して、後の「府県奉職制」が策定されていくのである。「戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事」は、一八六九年三月一七日(明治二年二月五日)

公布の「府県施政順序」でも重要課題として位置づけられているが、その実施は「京都府ニ：倣フヘシ」とされている。その後、一八六九年七月一二日には「京都府戸籍仕法」が府県一般に「頒布」されたのである。こうして、「市中」「郡中」にはじまり、士族・社寺までを調査対象とした京都戸籍仕法（ただし、華族法は「明治四年一月」に布達）は、全国に参照されていた。

第四章 東京府での実践

幕末期になって、脱藩も含め諸藩からの武士が大挙して入京し治安を悪化させたことが「土籍法」の導入契機になっていることは疑いない。しかし、京都は城下町ではなく、元来武士の数は少なかった。しかも、諸藩からの武士は、軍事的要請から京都の藩邸ではなく要塞としての起源をもつ寺院に投宿していたため、武士取締の問題が、明確に「武家地」の問題として自覚されない。戸籍仕法が東京に参照され、適用されていく過程で、武家地の問題として自覚されていくのである。

それに至る過程をみよう。一八六八年九月九日（明治元年七月二三日）時点では、「武家屋舗」から武士以外

の者を排除しようと努めている（法令五七六号、大総督府）。すなわち、今一度、族籍（身分）ごとの「棲み分け」を徹底させた上で、族籍ごとの戸籍編製を徹底させようと考えているのである。戸籍が「土籍法」「社寺籍法」等に分かれていたことはそれを裏書きするであろう。しかし、後にみるように、この方向は貫徹していかない。

京都府で戸籍仕法が施行された後も、脱藩浮浪に関する太政官法令が枚挙にいとまなく公布されている³⁹。相変わらず、脱藩士族（政治的アウトロー）によるテロが頻発し、政府は脱藩浮浪の取締に手を焼き、そのために版（土地）、籍（人民）の再編が企図されていく⁴⁰。

一八六九年四月以降に事実上首都となった東京府でも「府県施政順序」を受けて戸籍調査が開始されるが、早晩に行き詰まりをみせる。「明治二己巳年十月」付の東京府による弁官宛「上申書」には「市在籍法ハ漸々調ノ手順モ相立候得共武士地ノ分不行届：当所ニ輻輳スル者不可勝数大抵輕薄無頼ノ徒ニシテ居住不定戸籍人別外ノモノ多分有之：曖昧潜伏東西ニ出没シ甚敷ニ至候テハ押込追剥強盜奪掠下民ノ困苦不一形」という状況が述べられている。しかし、「府市在ノ地ハ管轄候得共武家地其

外等ノ管轄未分明不致就テハ市在戸籍仮令検査出来候共傍ラ武士地ノ取調不致候テハ取締等ノ事モ不行届且曖昧ノ者多クハ武士地ニ潜伏シ是ヲ嚴ニスレハ彼ニ出テ収束ノ道貌然トシテ難相叶」ということになりかねないので、「就テハ於東京府モ旧幕町奉行ノ体裁トハ別段ノ儀ニ可有之候ヘハ当所武士地ノ場所ト雖モ当府下丈ケハ皆以テ当府管轄可致奉存候」と願ひ出ている。⁽⁴¹⁾ これを受けて、一八六九年二月四日(明治二年一月二日)、町人地と同様、「武家地」も「一切」、東京府が一元的に管轄することを確認した法令が通達されている。この、権力による土地(空間)の一元的把握が統一戸籍法の「居住地編製主義」の条件となったのである(後述)。

もう一点、東京府では近世の宗門人別改以来、帳簿と実態の乖離が重大問題であった。これについては、すでに京都府戸籍仕法と東京府戸籍仕法の条文対照から東京府の特徴を導いた研究がある。それによれば、京都では無籍有産者を戸籍に加えたのに対し、東京府では、他国漂泊の者でも在府五年でかつ生活の見込みの立つ者を戸籍に加え、無籍無産者も「厄介」として家内に置いたとされる。旧幕以来の問題として「とりわけ、東京府にお

いてはあらゆる者の有籍化が急務」だったのである。⁽⁴²⁾ 遺漏なき把握は、統一戸籍法に引き継がれていく。

第五章 統一戸籍法(壬申戸籍)の編製原理

戸籍法は、その前文で「全国人民ノ保護ハ大政ノ本務」であり、戸籍編製によって「保護スヘキ人民ヲ詳ニ」することが「政務ノ最モ先シ重スル所」であると述べ、「其籍ヲ逃レ其数ニ漏ル、モノハ其保護ヲ受ケサル理ニテ自ラ国民ノ外タルニ近シ」と規定している。また、従来、地域によって「情態ヲ殊ニシシ：随テ戸籍ノ法モ終ニ錯雜ノ弊ヲ免」れなかつたため、「今般全国総体ノ戸籍法ヲ定メ」るといふ趣旨を明らかにし、続いて、第一則で次のように規定している。

此度編制ノ法臣民一般華族士族平民宗門僧侶平民迄ラ云以下在之其住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ専ラ遺スナキヲ旨トス故ニ各地方土地ノ便宜ニ随テメ区画ヲ定メ毎区戸長並ニ副ヲ置キ長並ニ副ヲシテ其区内戸数人員生死出入等ヲ詳ニスル事ヲ掌ラシムヘシ

以上の意味するところを整理しておこう。論点は、統

一戸籍法が、①全国一律の統一法（府藩県一般の法）として制定されたこと、②居住地によって一括し、身分を超えた編製方法を採用したこと、③新たに「区」という行政区画と、「戸長」という新しい役人を創出し、戸籍事務をここに義務づけたこと、④「戸」を単位とする編製を採用したこと、等に要約できるであろう。

まず①の点について、従来の戸籍法令（宗門人別改も含む）が、地域ごと、身分ごとに、しかも不統一な基準で編製されていたのに対し、明治四年戸籍法は府藩県の全てに対して実施されたものであり、また、直轄府県だけに向けられた旧来の法令とも性格を異にする。このことにより、はじめて全国の「国民」を、統一的な基準で一括して把握することが可能になったのである。⁽⁴³⁾②について、旧来の戸籍法令が「身分別・族籍別」に編製されていたのに対し、壬申戸籍では、「専ラ遺スナキヲ旨」として「住居ノ地ニ就テ之ヲ収メ」る方法を採用した。これは、「居住地編製主義（＝属地主義）」と称されるが、ここではもはや族籍（身分）ごとの棲み分けの徹底は放棄され、「土地」のもった身分の意味は捨象される。以上を前提として、③戸籍編製・管理のために、新たに

「区」という単位を設定し、正副「戸長」を置いて、ここに戸籍事務を義務づけたのである。⁽⁴⁴⁾④について、従来は家主の所有地に居住する者はその家の戸籍（改）に一括して登録されていたが、統一戸籍法では居住地編製主義採用のため、屋敷番号を付けて「戸」ごとに登録されることになった。こうした変化は、結果として、土地に付着した差別を喪失させ、「空間の斉一化」をもたらす。また、同時に、族籍を超えた戸籍取扱は、形式の上ではあるが「身分の平準化」を招来する。⁽⁴⁴⁾「身分の平準化」と「空間の斉一化」は行政区画制にも多大な影響を与えていくのであるが、ここでは割愛する。⁽⁴⁵⁾

さて、上記の変化の原因について、丹羽邦男は民部省監督司、同改正掛（民蔵分離後は大蔵省管轄）の「開明官僚」の役割を評価する。「封建的主従関係の否定と賤民廃止」が改正掛の理念として強調され、「開明官僚」が「四民平等」の実現を意図し、そのために「戸籍法（原稿）」が準備されたと理解するのである。⁽⁴⁶⁾同様に、従来の研究においても、政府が戸籍を通じて社会編成原理の転換を実現しようとした、と論じてきた。⁽⁴⁷⁾

はたして、そうであろうか。統一戸籍法が「属地主

「義」を採用したのは技術的な理由からである。その前提を準備したのはあらゆる「身分・族籍」をも戸籍に編入するという京都府の実践であり、武家地をも管轄下に入れるという東京府の実践であった。それらは、治安維持の「必要」とされたものであり、官僚による机上のプランが一義的にもたらしたのではない。⁽⁴⁸⁾

しかし、にもかかわらず、「居住地編製主義」が結果として社会編成原理に影響を与えたことは事実である。少なくとも、「家」觀念に、ある変化をもたらした。先述のように、戸籍は「戸」ごとに編製されるため、住居を異にする場合は別の戸籍に登録されることになった。

この点に関して、戸籍法と家制度との関連について言及する。「戸籍同戸ノ順列」における尊属の重視を根拠に、戸籍法によって親族主義が貫徹し、家制度が確立されるかのような議論が散見されるが、必ずしもそうではない。そのことを、①「寄留・附籍」制度、②「苗字の徹底」、③「所生ノ氏」という三点から明らかにしたい。まず、①は「親族」以外の者を戸籍に含める制度である。「寄留」は独立した家計をもち、本籍に戻ることを前提とし、かつ、本籍地以外の滞在が九〇日以上に及ぶもの

を指し、他方、独立の生計を維持できないものを「附籍」とした。⁽⁴⁹⁾幕藩期の人別改では単に「同居人」であったものが、「厄介」を経て、この段階に寄留、附籍に分かれたのである。ただし、「親族」との区別を導入している点で、一步、明治民法典に近づいているといえる。

②について、一八七〇年一月一日(明治三年九月一日)、平民に苗字が許可されたが、それは戸籍調査の便宜に資する限りであり、⁽⁵⁰⁾苗字が強制され、国民皆姓の段階に入るのは一八七五(明治八)年二月一三日であった。⁽⁵¹⁾③について、戸籍法に付随した「戸籍同戸列次ノ順」をみても、同戸異姓を禁じているように読めるが、政府は「夫婦同姓」を前提としては考えていない。そのことは、内務省からの伺いに対する大政官の指令(一八七六年三月一七日)において「婦女人ニ嫁スルモ仍ホ所生ノ氏ヲ用ユ可キ事」と述べられていることから明らかである。徐々に「所生ノ氏」は各府県からの伺い等によって放擲されていくが、⁽⁵²⁾この時点では、統一した「家」觀念が未だ確立していなかった。⁽⁵³⁾

以上にみたように、明治政府が戸籍法によって人民を家制度の鑄型に閉じこめたのではなく、むしろ、地域的

差異を抱えながら戸籍法が浸透⁽⁸⁴⁾し、それをまとめ上げていく中で家制度自体が確立されていくのである。そして通常觀念されるような家制度は、「法典論争」を経て明治民法典(一八九八年)によって成立する⁽⁸⁵⁾。戸籍法は、近世的な「家」(親族以外も家の構成員とする)から、明治民法のいう氏・姓に象徴される親族主義の「家」への過渡的な形態を示しているといえる。

小括

戸籍に先行する近世の宗門人別改において、信仰調査は徐々にその色彩を薄め、人別改の側面が重視されていく。そこでの問題は、武士が対象から除外されていたこと、帳簿が実態を反映していなかったこと、さらには支配系列によって調査基準が異なっていたこと、である。

「役の体系」の弛緩とそれに付随した幕末維新期の動乱は、京都に治安維持の課題を発生させ、維新政府は「五人組改正」「町組改正」「戸籍編製」という住民組織の再編によってこれに対処した。治安悪化の原因が脱籍浮浪の士族にあったため、士族(旧武士)を戸籍に編入した。後に華族もここに編入されるようになって(一八

七一年)、あらゆる人間が例外なく戸籍に記載されることになり、このことが居住地編製主義の条件を作った。

維新後の東京では、空き家となった武家地に、「無頼ノ徒」が入り込んで悪行を働くこと、脱籍の者が多く帳簿と実態が乖離していること、が問題になった。そこで東京府は、武家地、町人地を問わず一元的にこれを管轄し、戸籍編製を実施した。東京府の戸籍仕法も京都府のものを参照していたが、幕藩体制期以来の無籍人口増加に対処すべく、あらゆる者を遺漏なく網羅しようとの意向が強くみられる。そしてそのためには、身分ごとに戸籍を編製するよりも、土地に人間を貼り付ける方が、技術上も都合である。かくして、統一戸籍法にみられるような、「居住地編製主義」が採用され、表向きは全国一律の基準で調査が開始されるのである。

さて、従来の研究は、政府が戸籍を通じて社会編成原理の転換を実現しようとした、と論じてきたが、繰り返し述べてきたように、戸籍は治安維持対策のために導入されたものであり、「属地主義」の重視も、遺漏なく調査するという技術的要請から実施されたものである。

「身分の平準化」は、戸籍とは別の論理で導かれる。

その「論理」とはいかなるものか。

本稿では、二つの「首都」を中心に戸籍法の成立を考察してきた。それは、戸籍法の成立を要請する治安維持の課題に鑑みてのことであった。しかし、戸籍法施行時点においては、テロが全国的に発生しており、その限りでは戸籍法を受容する基盤が各地に存在していたといえる。他方で、それとは別の流れも存在した。それは、「役の体系」の解体と、その近代行政府への再編という具体的課題の発生である。すなわち、この課題によって、遺漏なく人民を捕捉し、「身分の平準化」によって新たな「責任」を「平等」に賦課していこうという「論理」が発生するのである。

この点は戸籍法の成立を考える上でも重要な論点であるが、本稿では扱うことができなかった。別稿を期したい。

- (1) たとえば、亀井川浩『明治地方自治制度の成立過程』(東京市政調査会、一九五五年)。
- (2) そのことに着目した維新政権期における直轄領の研究も多い。久留島浩「直轄県における組合村」および松尾正人「直轄府県政と維新政権」、「歴史学研究」別冊一九八二

年大会報告、一九八二年、千田稔・松尾正人『明治維新研究序説』(開明書院、一九七七年)、朱米努「五〇区制の形成と展開」、「歴史評論」第四〇五号、一九八四年など。

(3) 「日本全国戸籍表」の「明治五年調」(総務庁統計図書館所蔵)による。ただし、開拓使、琉球藩は調査が遅れたため、翌年のデータを代入している。

(4) 速見融「宗門改帳より壬申戸籍へ(一)」、『三田学会雑誌』第四七巻一二号、一九五四年参照。

(5) 石井良助編『徳川禁令考 前集第三』(創文社、一九五九年)二七〇頁。

(6) 速見融『江戸の農民生活史』(日本放送出版協会、一九八八年)三〇〇〜三三三頁、水林彪『封建制の再編と日本の社会の確立』(山川出版社、一九八七年)二六七、二八九頁。関連して寛文十年以後は「隔年にこれを施行したが、毎年宗門改帳を録上するようになるのは天和元年以降のことである」との指摘がある(新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』(日本学術振興会、一九五九年)八頁を参照)。

(7) 前掲『徳川禁令考 前集第三』、二七一頁。

(8) 関山直太郎『近世日本の人口構造』(吉川弘文館、一九五八年)二〇〇〜二四頁。ただし、「隔年」で実施された時期もあれば年二回実施された地域もあった。「安永六年」以降は宗派ごとに分冊した。帳簿は一般に正副二本作成され、一本は庄屋・名主宅に控え、もう一本が、藩領では郡支配所を経て藩庁、さらに寺社奉行へ、幕府直轄領では支配地代官から勘定奉行へ、提出された(二二一〜二四頁)。

- (9) 前掲『徳川禁令考 前集第三』、二七二頁。
- (10) 前掲水林『封建制の再編と日本の社会的確立』、二六七頁、前掲速見融『江戸の農民生活史』、三四〜三五頁参照。ただし、当該町村の賦役負担能力を判定する指摘であるから、「成人男子」の労働力以外は「厳密さが要求されなかっただろう」という指摘がある(鬼頭宏の「徳川時代初頭の農民の世帯と住居」、梅村ほか編『日本経済の発展』〔日本経済新聞社、一九七六年〕五〇頁)。
- (11) 石井良助編『徳川禁令考 前集第六』(創文社、一九五九年)、三四三〜三四四頁。
- (12) 前掲『徳川禁令考 前集第六』、三四四頁。
- (13) 前掲関山『近世日本の人口構造』、九一頁。江戸中期以降、「郡」という単位が重視され、大庄屋が設置されたことに注目しておきたい。①の点について、「百姓町人社人男女僧尼」に加えて、「其外之者共迄、不残」とあるから、「穢多・非人」についても調査されたと考えられる。
- (14) 梅村又次「徳川時代の人口と経済」、前掲梅村ほか編『日本経済の発展』、三頁参照。
- (15) 前掲関山『近世日本の人口構造』、三二〜三三頁。亀山藩では「宗門改の台帳が人別帳即ち戸籍」であった(前掲新見『壬申戸籍成立に関する研究』、二九頁)。
- (16) 前掲新見『壬申戸籍成立に関する研究』、三二頁。
- (17) 荻生徂徠は、『政談』(岩波書店、一九八七年)において「人に郷里というもの定る故、親類も近処にこれあり、幼少よりの友だちも満ち満ちたり。自然と親類友達の前を
思うて悪事はせぬもの也」と述べている(三二〜三三頁)。
- (18) 横山百合子「天保人別改令の再検討」、『史学雑誌』第一〇八編第三号、一九九九年参照。
- (19) 前掲水林『封建制の再編と日本の社会的確立』、三〇六頁。
- (20) 前掲横山「天保人別改令の再検討」参照。
- (21) とりわけ、この傾向は調査対象「年齢」に顕著であった(前掲関山『近世日本の人口構造』、九四頁)。
- (22) 京都市『維新の激動』(学芸書林、一九七四年)九四〜九六頁参照。
- (23) 京都市歴史資料館編『若山要助日記 下』(京都市歴史資料館、一九九八年)二〇五〜二〇七頁。若山要助日記は、「嘉永三年」(一八五〇年)から「明治二年」(一八六九年)までの約二〇年にわたる日記であるが、「文久元年」(一八六一)までは東塩小路村の村庄屋を務めた若山要助守一が記し、守一死後は、養子である若山要助喜一が日記を引き継いでいる。本稿では、喜一担当部分のみを利用した。なお、東塩小路村は洛中農村のため「市中」とした。
- (24) 前掲『若山要助日記 下』、二三七〜二四二頁。
- (25) 前掲『若山要助日記 下』、三三四頁。
- (26) 京都町触研究会編『京都町触集成 第十三巻』(岩波書店、一九八七年)、一六一頁、資料三八七、三八九、同一六九〜一七〇、資料四一五。
- (27) 前掲『京都町触集成 第十三巻』、一九五頁、資料四八八。

- (28) 前掲『京都町触集成 第十三巻』、二一八〜二一九頁、資料五五頁。
- (29) 前掲『京都町触集成 第十三巻』、一六一頁、資料三九〇頁、一八八頁、資料四七四。
- (30) 前掲『京都町触集成 第十三巻』、二三三頁、資料五九五。維新期の京都における五人組仕法と町組改正については、秋山國三『近世京都町組発達史』(法政大学出版局、一九八〇年)三四四〜三七八頁参照。
- (31) 前掲『京都町触集成 第十三巻』、二七一頁、資料七〇一。
- (32) 前掲『京都町触集成 第十三巻』、二六五〜二六六頁、資料六九〇。
- (33) 幕藩期の「人別改」が、全員について出生地を記載させているのに比べて、京都府戸籍仕法では戸主およびその直系親族について出生地記載がない。この点から、「人返し」よりも有籍化に重点を移動したものと考えられる。
- (34) 「明治元年一月二〇日」には市中の町年寄に対して「来月十日限皆成ニ可及事」と、早急な実施を命じている(前掲『京都町触集成 第十三巻』、二七三頁、資料七〇六)。
- (35) その根拠は、通常「軍略」、「軍事機密」と理解されているが、「藩の総石高が公然たる以上、その養い得る武士の数は容易に見当がつく」から、「ことさらに諸大名に刺戟を与えてまで、武士の数を調査する必要を感じなかつた」ためであろう(前掲関山『近世日本の人口構造』、八九〜九〇頁。「吹塵録 上巻」人口及石高之部、海舟全集刊行会編『海舟全集 第三巻』(改造社、一九二八年)一四一頁)。
- (36) 藤田省三『維新の精神 (第三版)』(みすず書房、一九七五年)五頁、藤田省三『天皇制国家の支配原理 (第二版)』(未來社、一九八七年)八〇〜八一頁。
- (37) 京都府戸籍仕法によって士族が戸籍に編入されたことは広く知られているが、概してその位置づけは低く扱われている(前掲福島正夫「明治四年戸籍法の史的前提とその構造」、一四九頁、丹羽邦男『地租改正法の起源』(ミネルヴァ書房、一九九五年)一一八頁)。なお、士籍法は、前掲福島編『家』制度の研究、資料編一、二二頁から引用。
- (38) 前掲京都市『維新の激動』、二六七〜二六八頁参照。
- (39) 山主政幸『日本社会と家族法』(日本評論新社、一九五八年)三三〜三九頁参照。京都でも、「暴徒の四方に遁走せるもの、輒もすれば京阪の地に窟匿して竊に浮浪を煽動し、また愚民を誘惑して遂に国家の禍患を惹起せんことを」(水戸公伝記編纂所『松菊水戸公伝 下』(明治書院、一九二七年)一一五二頁)というような事態が存在した。
- (40) 山主政幸「明治戸籍法の一機能」、前掲福島編『戸籍制度と「家」制度』、一七一頁以下。また、姜再鎬は、京都を例に「崩れ落ちていた従来の行政区画制等を立て直すことによって隣保・取締を謀っていた」とする(姜「明治前期の末端地方行政区画制」(東京大学都市行政研究会、一九九二年)、二四頁)。

- (41) 福島正夫編『家』制度の研究 資料篇三(東京大学出版会、一九六七年)三七〇頁収載。
- (42) 石井良助『家と戸籍の歴史』(創文社、一九八一年)、北原糸子『都市と貧困の社会史』(吉川弘文館、一九九五年)。引用は後者、二三四頁。
- (43) それ以前にも、府県と藩で同一の様式をもって戸数・人口を調査したことはあった。「明治三庚午年五月」付、民部省第三八三号「府県石高戸口ヲ録上セシム」および、同第三八四号「諸藩石高戸口ヲ録上セシム」がそれである。戸籍法はこれらを一括し、手続的には「改正」したものである。なお、全国民を一括して把握可能になったといっても、技術的に可能になったということと、実際に遺漏なく把握できたということは異なる。「壬申戸籍」による人口把握の精度は決して高くなかったといわれる。
- (44) 「身分の平準化」「空間の斉一化」は、前掲北原『都市と貧困の社会史』から学んだ概念である。
- (45) 荒木田岳『大区小区制』の成立過程と学校行政、『歴史学研究』第七二〇号、一九九九年、および同『大区小区制』下の町村合併と郡区町村編制法、『史学雑誌』第一〇八編第八号、一九九九年参照。
- (46) 前掲丹羽『地租改正法の起源』第三章以下。
- (47) 前掲福島『明治四年戸籍法の史的前提とその構造』では「殿様や高位の武士が町人や大工と同じ戸籍簿に登録されるというのは、当時において破天荒の事柄」であり、「やがては一君万民の思想として展開するものが、戸籍法の底にひそめられその根基をなしていた」と評価されている(一六四―一六五頁)。奥村弘「近代地方権力と『国民』の形成」、『歴史学研究』第六三八号、一九九二年でも「この理念(平等な存在たる国家構成員―引用者注)のもとに人々を把握するだけでなく、戸籍の編成・運用により、構成員を平等なものとしてとらえる方向、『四民同一平均ノ権利』という理念の方向へ現実社会を誘導していくことが企図されていたのである」と述べられている(一〇〇頁)。なお、本稿と同様の立場としては、前掲姜『明治前期の末端地方行政区画制』がある。
- (48) 「四民平等」はすぐには実質化されない。「族籍別編制の否定」「居住地編製主義の採用」といっても、「族籍」そのものは否定されていない。戸籍法の職分表をみれば、人口が族籍別に集計されていることは一目瞭然である。「職分」とは、具体的な「仕事の種類」、農工商などの「産業概念」、経済活動と無縁の「社会的身分」とが混在した「封建的な身分制度的社会階層を濃厚に表現するもの」であった(相原茂・鮫島龍行編『経済学全集二八、統計日本経済』(筑摩書房、一九七一年)三五―三六頁参照)。
- (49) 戸籍と世帯の関係については、宇野正道「明治期における世帯概念の登場過程」、『家族史研究』編集委員会編『家族史研究』第四集(大月書房、一九八一年)参照。
- (50) 福島正夫「明治前半期『家』制度の研究」、『家族制度の研究 上』(有斐閣、一九五六年)一四〇頁では「平民に苗字の制限がとかれたことは、すでに迫っている戸籍上

の規格化のための前提条件を用意したものとされる。

(51) 通常、これは徴兵との関連で理解されている。なお、山中永之佑「明治初年の氏」、『阪大法学』第三五号、一九六〇年、六六頁では、「平民への氏の強制が…当面する戸籍編製上の必要から要請されたもの」と述べられている。運用上、苗字なしの者が存在したかについては未確認である。

(52) 山中永之佑「明治民法施行前における妻の氏」、高梨公之教授還暦祝賀論文集刊行発起人会編『婚姻法の研究(上)』(有斐閣、一九七六年)一一三—一四頁。内務省伺いは一八七五年一月九日、全文は『太政類典』第二編一三三卷(国立公文書館所蔵)。同様の例として、「愛媛県戸籍加除心得」第一八条に「婦女ハ他家へ嫁スルモ終身実家ノ苗字ヲ記スベシ」とある(前掲福島編『家』制度の研究 資料編一』、四六八頁)。ほかに、井戸田博史『家族の法と歴史』(世界思想社、一九九三年)参照。

(53) これを山中永之佑は「妻を含む広義の家觀念」と「妻を含めない狭義の家觀念」の拮抗として捉える(前掲山中永之佑「明治民法施行前における妻の氏」、一二〇頁)。なお、「所生ノ氏」は武家的なものとされるが、この点は留保したい。地域差を考慮すべきではないか。

(54) 前掲福島編『家』制度の研究資料編』全三卷(一九五九—一九六七年)に、各地の法令が収録されている。

(55) 初期の民法草案(司法省の「皇国民法仮規則」(一八七二年)や左院の民法草案(一八七四年)など)では近代市民法原理とイエ原理の交錯がみられるし、家原理を否定した「ボアソナード民法」は「法典論争」を惹起し、種々の批判を経て無期施行延期になった。最終的に母系相続が斥けられ、民法が家族法と財産法を分割する形で收拾し施行されたのは、江藤新平が大政官制度局に「民法会議」を設置してから三〇年近くも経た一八九八年のことであった。

(一橋大学助手)